

Title	宮島司君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.137- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主査 慶應義塾大学法学部教授
副査 慶應義塾大学法学部名誉教授
副査 慶應義塾大学法学部教授

金子 芳雄
田口 精一
金子 晃

宮島 司君学位請求論文審査報告

宮島司君の学位請求論文は、平成元年七月に株式会社弘文堂から出版された著書「企業結合法の論理」（本文三五四頁―以下本書という―）である。

本書は、宮島君が、この一〇年の間に研究者としての青春のすべてを打ちこんできた企業結合の法理に関する研究成果をまとめたものである。

本書は、総論と各論と附論との三部から成り立っており、総論は、結合企業とそれをめぐる利害関係人との間の法律関係の解明を中心にして、企業結合法の基本法理を正面から考究する目的で書かれた論稿で構成されている。

その構成は次の通りである。

序章 企業結合法の論理と課題

第一章 フランスにおける“Groupes de Sociétés”法案の形成

第二章 フランスにおける企業結合法の進展

第三章 フランス・西独・EC法における外部株主保護

第四章 外部株主保護の法理

第五章 会社債権者保護の法理

第六章 「企業結合」 概念の相対性

宮島君は、企業結合法制を商法上の制度とする以上、わが国の私法体系に通ずる基本法理に基づくものでなくてはならないとの立場から、その基本法理を法律行為論に求めて行くという姿勢で総論を展開している。すなわち序章において、わが国の企業結合の多様な形態を網羅的に紹介し、わが国の現在の商法では、そのすべてを律しきれていないことを指摘するとともに、一応は企業結合規定と目されているいくつかの条文にも多くの欠陥があることを論証し、総合的な企業結合法の立法化を提言する。そして、立法化にあたっては、私法としての企業結合法であることを念頭におき、会社・株主間および会社・債権者間の法律関係の正当な把握を前提として、株主および債権者の利益保護の問題を第一義的に考えるべきであることを強調する。続いて、第一章において、企業結合の問題の検討に当たっては、企業結合法の萌芽の時代という点でわが国と共通の事情にあるフランスにおける企業結合法形成への動きを正確に知ることが必要であるとの問題意識の下に、その形成過程をその歴史のおよび社会的背景との対比において、きわめて綿密に考証・検討し（本書一三頁以下）、会社グループ法形成の動きが決定的となったのは、一九七〇年のクステ法案に始まるとして、クステ法案の全容を明らかにしている。このクステ法案は、企業結合を論じる者の多くが引用しているが、宮島君は二年間にわたる

フランス留学の体験を基礎に、このクステ法案を紹介しているため、類書の紹介よりも、その内容において精緻であり、その考証・検討も綿密である。クステ法案は、前期法案と後期法案とに分けることができるが、前者がその基本的構想において支配契約を考慮しないECのサンダース・レポートに類似しているのに対し、後者は支配契約を基礎に置く西独法の流れに従っているという重大な相異点を指摘するとともに、このような変化はクステ法案に対する理解を困難ならしめるものではあるが、後期法案は、その内容も前期法案に比べて詳細で、グループ機能の円滑化と利害関係人である株主、債権者等の保護についても十分な配慮がなされているので、この法案は、わが国の企業結合法の立法に当たっては参照すべき重要な法案であると論じている。しかし、フランスにおける企業結合法の有する意味は、純粹に結合企業を廻る利害関係人—とりわけ外部株主・債権者—の利益保護のための一制度というよりは、むしろ国家経済発展のための機能を果たすことを期待されて創設されたものである点において、その法政策的な発想は、外部株主と会社債権者の保護は、政策的な問題であるよりは理念的ないしは理論的問題であると考えられる宮島君の立場からは納得しえないものであり、宮島君自身も、そのことを看破している。したがって、フランスにおける会社グループ法案の形成を論ずる意義は、結合企業法を立法する場合には、まず第一に企業結合を廻る利害関係人の利益保護を考えるべきであることを示唆している点と、

フランスの企業結合法が政策的な視点から構築されていることに疑問をもち、それが宮島君をして、企業結合法を私法の中に正当に位置づける必要性を痛感させ、そのためには、企業結合法の基本法理を法律行為論に求めて行くという姿勢こそ、企業結合法論のあるべき姿であるという認識をいだかせるに至った契機となった点に求めることができよう。続いて第二章では、フランスにおける一九八五年の二度にわたる会社法の一部改正（主として連結計算制度の確立と株式相互保有規制の新設）をフランスにおける企業結合法の進展の問題としてとらえ（本書五二頁以下）、さらに、第三章において、フランス・西独・E C法における外部株主の保護のあり方を相互比較的に考察する（本書五九頁以下）。その作業の過程の中で、宮島君は、企業結合法制について比較的整備されている立法例としては、フランス会社法その他に、西独株式法ならびにこれを範としたブラジル会社法があることを指摘するとともに、法案の段階ではあるが、E C会社法案もこのカテゴリーに含ましめて理解することを前提として、いずれの法・法案も、外部株主保護の制度をそれぞれ用意しているが、その基本的思想は、現存する企業結合を経済上の必要から承認し、支配の法認の対価として外部株主に対する保証を置くという点で一致しているとし、具体的には、これが出資回収権と補償という二つの制度としてあらわれているとする。そして、両制度の問題点を検討するとともに、われわれはこうした具体例を十分考慮した上で、わが国の実態に即し

た外部株主保護制度を構築すべきであると提言している。ここまでは、比較法的考察に重点をおいて議論を展開しているが、次にくる第四章・第五章では、比較法的考察の結果をふまえて、外部株主ならびに会社債権者保護の法理を考究している。まず、外部株主保護については、保護制度をもって支配の法認の対価として位置づけるのみでは、私法上の理解としては説明不足であり、支配を法認するから政策的に外部株主保護が図られるべきであるというのではなく、支配という状況それ自体のうちに外部株主の保護が図られねばならない私法上の根拠があると主張する。そして、その根拠として、事情変更の原則の援用により、株主が会社に対する契約解除権を有する可能性のあることを指摘する。この指摘は、これまで企業結合を論ずる者の誰もが気が付かなかった点であり、今日の学界に対する重要な問題提起の意義をもつものといえる。そして、現行法が既に認めている合併、営業譲渡、定款変更による株式譲渡制限の場合における反対株主の株式買取請求権も前述の契約解除権の発現と構成しうると主張する。株式買取請求権を反対株主の利益保護のための規定と考える今日の学界の趨勢に対して、宮島君のこの考えは、一石を投ずるものであり、株式買取請求権がアメリカにおける会社組合契約観から発しているものであることを考えるとき、説得力を有しているものと評価しうる。

第五章においては、私法体系に通ずる基本法理から外部株主保護制度を考えたのと同じ立場に立って会社債権者保護の法

理の解明を図っている。そして、会社債権者と一口に言っても、企業結合とのかかわりにおいては、一時的債権関係にある者と継続的債権関係にある者とは、その利益状況が大きく異なるものであることを論証し、前者においては、債権者代位権や、詐害行為取消権等の制度が債権者保護の機能を果し、後者においては、債権者は、外部株主と同様の利益状況にあるとして、前述の外部株主保護の法理がそのままではまると主張している。第四、第五の両章は企業結合法を商法として正当に位置づけ、法律行為論への回帰を試みようとする宮島君が力をふりしぼって書き上げた労作と評価することができ、総論の中核をなすものといえる。

第六章において、宮島君は、これまで行ってきた企業結合を廻る利害関係人の利益状況の分析に基づいて、支配の法認という法政策と利害関係人の保護という法理念とが、同一の法制度の下で一貫した体系を構成しえず、形式的に一つの企業結合法という法典を作成しても、そこにあるべき法制度は相対的・多元的なものにならざるをえないと主張し、「企業結合」の概念について、その相対性を考慮しながら、再検討を試みている。この章の論旨の展開は、きわめて示唆に富むものであり、わが国の総合的な企業結合法の立法に大いに貢献するものといえよう。

次に、各論において、宮島君は、現行の企業結合に関連のあ

る制度・規定について、企業結合という枠をはめることによって、解釈論のあるべき姿を求めている。

- その構成は次の通りである。
- 第一章 子会社による親会社株式の取得
- 第二章 相互保有規制の基本的立場と問題点
- 第三章 相互保有規制の解釈
- 第四章 「営業譲渡」の意義
- 第五章 企業結合と新株の有利発行

わが国の企業結合に関する法規制は、宮島君が正当に指摘しているごとく諸外国に比し不備であり、昭和五六年の商法改正に当たっても、企業結合に関しては、株式の相互保有規制の導入と子会社による親会社株式取得禁止規定が新設されただけで総合的な企業結合の立法化は将来の課題として取り残されている。第一章・第二章・第三章の論稿は、宮島君がこの改正法に対する問題点の指摘と自己の考えを示したものであるが、その論証は綿密で、その解釈論的主張および立法論的提言には、強い説得力がある。第四章においては、今日の営業譲渡が企業結合的機能を意図して行われていることを実証し、学説上「営業譲渡」の意義をめぐって、いわゆる形式説と実質説とが対立し続けているのは、判例に現われている極めて特異な場面における当事者の利益状況を念頭において、営業譲渡を取引行為と考え、それに基づいて解釈論が展開されていることにその原因がある

とし、このような解釈態度は營業譲渡の本質に照らし納得することはできず、立法の沿革、營業譲渡の機能、他の企業結合規定と考えられる制度との対比という見地から、營業譲渡の制度意義を求め、解釈論を展開することが正当であると主張する。

そして營業譲渡は企業結合的見地から考察するのが妥当であり、したがって、營業譲渡というためには、譲渡人に競業禁止義務が生ずることは不要であるが、譲受人側の營業活動の承継は必要であり、また譲渡人側において營業財産が活動しうる情況になければならないと結論づけている。營業譲渡については取引法的見地からの研究が多い現状を顧みるとき、企業結合的見地から解釈論を展開したこの論文は、示唆に富む注目すべき論文といえる。第五章において、宮島君は、近時、企業結合を目的とする新株の有利発行が多いのに、法は企業結合の観点から、有利発行を規制していないため、法と現実との間に大きなギャップが生じていることを指摘し、現行法の解釈論の枠の中で、その妥当な解決を図るべく一試論を展開している。この論考も第四章のそれと同じ問題意識で有利発行規制の解釈論を展開しており、通説に比し、総会の特別決議を要する場面の拡大化を図っている。有利発行を企業結合という組織的な側面から考察するとき、株主の利益保護の観点から解釈論を展開している宮島君の姿勢は正当であり、丹念な資料の検索、参照、引用を基礎にして株主の利益保護の方法を採求している努力は高く評価すべきであろう。

附論の企業間の提携的結合においては、代理店・特約店・フランチャイズ・チェーン、ボランタリーチェーンとレギュラーチェーンについて、その法的形態論と法律上の問題点とが論じられている。

以上に述べてきたことは、本書を構成している各論文の要旨とそれに対する評価であるが、さらに本書に対し全体的な視野からの評価を加えることにする。

企業結合の問題は、最近の商法学の中でもにわかにクローズ・アップされたものであるだけに、多くの研究者の研究意欲を駆り立てているもの、現行法の不備と研究の困難さのために、他の分野に比べて研究論文の数も少なく、また論文のほとんどが現状分析にとどまるか、あるいは対症療法的な政策論として論じられてきているにすぎない。このような学問情況の中で、宮島君はこの困難な課題と取り組み、この問題を私法体系に通ずる基本法理とのかかわりで考察し、そのあるべき姿を理論的に求めようと努力してきた。その研究成果が本書であり、本書を構成している各論文には、企業結合法の法理を法律行為に求めて行くという宮島君の問題意識が一貫してあらわれており、しかも丹念な資料の検索に裏付けされた、用意周到な準備のあとがみられる着実な論文といえることができる。その意味で本書は、本邦初の企業結合法に関する本格的研究書といえることができよう。そして、今後企業結合を論ずる者が決して無視することができない問題の提起という意味でも、学界に裨益する

ところが大きいのみならず、総合的な企業結合法を立法する場
合にも参考とすべき書物と認められる。

このように、本書は企業結合法の研究にとって有益かつ貴重
な文献といえることができるが、細部の点においては問題がない
わけではない。

営業譲渡を結合企業の側面からみることの正当性の思い込み
のため取引行為の側面を捨象しようとする説明がやや不足気味
であること、子会社による親会社株式取得も株式相互保有の一
つの問題として考える立場に対する批判が説得力の点において
若干疑問であること、資金調達の可能性を公正発行価額算定の
要因と解すると、第三者割当の場合には、かなり低い価額でも
公正発行価額になるおそれがあるが、その問題については議論
していないことなどは、その例である。しかし、これらの点は、
本書より窺いうる宮島君の学識と力量をもってすれば、今後の
研究によって十分補完されるであろうことは信じて疑わない。

よって、審査員一同は、宮島司君に法学博士(慶應義塾大学)
の学位を授与することが適当であると考える。

平成二年二月二十五日

主査	慶應義塾大学法学部教授	阪埜	光男
副査	慶應義塾大学法学部教授	米津	昭子
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	倉沢康一郎

増田 弘君学位請求論文審査報告

増田弘君の学位請求論文「石橋湛山研究―『小日本主義者』
の国際認識」の内容は次の通りである。

序章 石橋湛山研究の視角

第I部(一九一〇年代)―小日本主義の形成期

第一章 対米移民不要論

第二章 第一次大戦参戦および「二十一カ条要求」批判論

第三章 ロシア革命肯定論とシベリア出兵反対論

第II部(一九二〇年代)―小日本主義の完成期

第四章 満州放棄論

第五章 軍備撤廃論―ワシントン会議からロンドン会議まで

第六章 北伐前後期の中国認識と幣原・田中兩外交批判論

第III部(一九三〇年代、四〇年代前期)

―小日本主義の後退期

第七章 満州事変批判論―一九三一―三三年

第八章 日中戦争下の日英提携論―一九三三―四〇年

第九章 日独提携批判論―一九三六―四一年

第一〇章 「大東亜共栄圏」否定と変革の論理

―一九三八―四五年